

「体育行政の在り方及び社会教育施設の利用促進についての提言書」 検討結果報告書

I 体育行政の在り方について

報告書作成者 文化・スポーツ課スポーツ振興担当

(1) 総合型地域スポーツクラブの推進について

- ① 既存6クラブの内文化的要素のプログラムを展開しているクラブは、あびこ根戸エンジョイクラブのオカリナとスケッチの2講座のみである。この取り組みを他の5クラブにも展開し、またあびこ根戸エンジョイクラブについても更なる充実を図っていただけるように事業推進を図る。
- ② 今後、我孫子市のスポーツの発展、地域コミュニティの発展には、総合型地域スポーツクラブ、市体育協会、市スポーツ少年団の相互連携は必定であると認識しております。当面は、現在10月に行っている市民体づくり大会、2月に行っている地域スポーツフェスタを統合開催できるように関係団体との調整を図っていくこととしたい。

(2) スポーツ振興事業受託団体である市体育協会の発展及び充実について

市体育協会へ委託して実施している大会について、収益を市体育協会の活動資金として活用できるようなシステムを構築していくこととしたい。

(3) スポーツコーディネーターの養成及び施設利用の調整役の必要性について

- ① 学校の体育館等が工事により長期にわたり使用できない場合においては、2コートとれる広さのある学校体育館については、1/2づつ使用できるよう調整を図っている。今後は、通常時においても1/2使用が可能な学校体育館については、使用申請団体と調整を図ることとしたい。
- ② 職員の資格取得については、今後の研究課題として市当局と協議を図っていき

たい。
教職員の活用については、教育総務部と連携して活用できる体制づくりが可能であるか検討していくこととしたい。

(4) 学校体育施設空き状況及び団体情報の提供について

学校体育施設の利用状況については、ホームページにアップいたしました。現状は学校別の競技種目及び時間帯の公開をしている。

その他の項目公開につきましては、団体と協議の上可能な限り公開できるようにしたい。

II 社会教育施設利用の促進について

(1) 団体の情報提供と相談体制について

報告書作成者 生涯学習課公民館担当

- ① 学級活動や講座の内容を広く知っていただくために、公民館広報紙の発行や公開講座を実施しているところです。

今後も、学級活動の内容を含めPRに一層努めて行きたいと思います。

- ② 公民館では継続学級という制度があります。1年間の学習が終了した学級生が自主的に学習団体を立ち上げ引き続き学習していくための支援を公民館で行っている制度です。支援の中には、学習に関する相談など終了する前に、説明しているところです。

今後も、継続学級の支援を継続していくことと、多くの学級生が参加していただけるよう努めて行きます。

- ③ 公民館では、学習に関する情報コーナーを設けることや、出前講座（市民講師メニュー 124 講座、市役所メニュー83 講座、キャンパスメニュー13 講座 平成 25 年 5 月現在）のメニュー表を各公共施設に、同様にホームページで情報提供しております。

今後も、PRに努め皆さんに利用していただけるよう努めます。

- ④ 公民館では、市内で活動している団体・人材情報をファイル綴じした冊子で各公民館に設置することやホームページにも情報提供しています。

(2) 近隣センターの利用について

報告書作成者 市民活動支援課地域振興担当

- ① ご指摘のとおり、予約状況がホームページで公開されている近隣センターと公開されていない近隣センターがあります。近隣センターを管理運営しているまちづくり協議会は、地域住民のボランティアで構成されています。そのため、ホームページを随時更新することは難しく、最新の予約状況については、直接各近隣センターへ確認をお願いしています。来館ではなく電話での問い合わせにもお答えしています。

また、公共施設予約システムの見直しに伴い、今後、近隣センター利用者に対するアンケートやまちづくり協議会との協議を行い、平成 26 年度から順次近隣センターへ公共施設予約システムを導入する予定です。なお、システム導入後は予約状況の閲覧も可能となります。

- ② 近隣センターは市民の福祉増進を図るために設置された施設であり、本市の住民であれば、近隣住民と分け隔てなく文化団体も利用することができます。

調理室については、調理以外の目的による使用もできますので、是非ご活用ください。

定期利用につきましては、市民の公平な利用を確保することから難しいものと考えていますが、利用率の向上を目指すうえで、施設の予約状況が容易に得られるよう工夫してまいります。

- ③ 施設の構造や施設の設置場所の環境により、特殊な利用条件を付けざるを得ません。利用条件に相違がある点につきましては、各近隣センター利用のしおりやホームページに条件を明記するとともに、市のホームページでも近隣センター毎の利用条件に若干の違いがあることを明記し、周知をはかってまいります。